

# Newrich Framework for FileMaker 販売契約書

購入者（以下「甲」）と販売者 有限会社栄和（以下「乙」）は、乙の保有するFileMaker開発用フレームワーク「Newrich Framework for FileMaker」の販売に関して、次の通り契約（以下「本契約」）を締結する。

## （目的）

第1条 本契約は、乙の保有する開発用フレームワーク「Newrich Framework for FileMaker」（以下「本件商品」）を甲に販売することに関して必要な契約事項を定めることを目的とする。

## （商品内容）

第2条 本契約により、甲は本件商品の利用権を非独占的に得ることができる。

2 本件商品は、FileMaker Proによるアプリケーションソフトウェアを開発するためのソフトウェア部品、雛形、開発コンセプト、および、それらの仕様書からなる。

3 本件商品を適用して開発するソフトウェアは、甲の自社、または、自宅利用以内とし、その範囲においては複数のアプリケーションへの適用ができるものとする。

4 甲が本件商品を使用して開発したソフトウェアを第三者に提供、もしくは、販売し、かつ、本件商品のソースの一部、または、すべてを第三者へ公開する場合は、甲に加え、第三者も本件商品の代金の支払い義務を負うものとする。

5 本件商品は、FileMaker Pro上で使用することを前提したものであり、使用にあたっては、別途甲の責任によりFileMaker Proのライセンスを購入し、インストールするものとする。

6 本件商品の詳細については、乙が保有する商品仕様書に定める通りとする。

7 本件商品のバージョンアップは、有償とする。但し、ダウンロード許諾期間中の最新版へのバージョンアップは無償とする。

## （商品代金及びその支払方法）

第3条 甲は乙に対し、本件商品の対価として、乙の商品ダウンロードサイトに記載する代金を支払うものとする。

2 代金は乙の提供するダウンロードサイトよりリンクする決済サービスを通じて支払うものとする。

3 甲が請求書による振り込みを希望する場合、甲は乙に申し出ることにより、乙の指定する金融機関口座へ本契約締結日から30日以内に支払うものとする。振込手数料は甲が負担する。

## （納品）

第4条 乙は甲に対し、前条に定める納期までに、本件商品を乙の指定するHPより甲がダウンロードすることにより、納品するものとする。また、利用に必要なパスワードは乙から甲へ販売と同時、または、1営業日以内に通知するものとする。

## （本件商品の保障範囲）

第5条 乙は、納品された本件商品について、バグ等の修正は可能な限り行う。

2 乙は、本件商品を使用したことによるデータの破損等については一切責任を負わないものとする。

#### (著作権)

第6条 本件商品に関する著作権は、納品後も、乙に帰属するものとする。

2 前項の権利には、著作権法第27条に定める「著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案する権利」及び著作権法第28条に定める「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」を含むものとする。

#### (秘密情報の取扱い)

第7条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後10日以内に書面により内容を特定した情報を秘密情報と定めるものとする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。

- 一 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- 四 本契約に違反することなく、かつ、受領前後問わず公知となった情報

2 甲及び乙は、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。但し、事前に相手方からの書面による承諾を受けることにより、第三者へ開示することができる。なお、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができる。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

5 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。

6 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

#### (個人情報)

第8条 甲は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して乙より取扱いを委託された個人データまたは、本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報を第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、個人情報を甲に提示する際にはその旨明示するものとする。

3 乙は、乙の有する個人情報を甲に提供する場合には、業務遂行上必要な最小限度にとどめ、個人が特定できないよう加工した上で、甲に提供するよう努めるものとする。

4 甲は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

5 甲は、個人情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に乙から書面による承諾を受けるものとする。

6 本契約の終了後、甲は遅滞なく個人情報を乙に返還または乙の指示に従った処分等の措置を講ずるものとする。

7 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

#### (免責)

第9条 乙は、本件商品に関する次各号の事項につき、一切の責任を負わないものとする。

- 一 本件商品の合法性、道徳性、信頼性、正確性
- 二 本件商品を利用したことによる、直接的または間接的に甲に発生した損害
- 三 本件商品を使用しているコンピュータのウィルス感染
- 四 本件商品を利用したことにより発生したプログラムの中断またはエラー

#### (契約解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

#### (損害賠償)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、乙の故意または重過失により損害を被った場合、乙に対して、損害賠償を請求することができる。但し、乙の損害賠償額は、乙が甲から受け取った報酬額を上限とする。

2 乙は、本契約の履行に関し、甲の責に帰すべき事由により損害を被った場合、甲に対して、損害賠償を請求することができる。

#### (権利義務譲渡の禁止)

第12条 甲及び乙は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

#### (合意管轄)

第13条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (契約内容の変更)

第14条 本契約の内容変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。